

周南市立(仮称)西部地区学校給食センター整備運営 PFI 事業

実施方針(案)について 概要版

●実施方針とは

特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、PFI 事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。(PFI 法第 5 条)

第 1 章 特定事業の選定

1 事業内容に関する事項

(3) 本事業の目的 (P1) ポイント

本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「PFI 法」に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ねることとする。

(5) 事業の内容

(2) 事業方式 (P2) ポイント

BTO(Build Transfer Operate) 方式とする。

事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営を行う。

(4) 業務範囲 (P3~4) ポイント

運営に関して市が実施する主な事業

「献立作成」「食材調達」「食材検収」「給食費の徴収管理」「食育、見学の受け入れ」

(5) 事業者の収入 (P4) ポイント

ウ 委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。また、固定料金（施設保守管理、清掃、食数に関係なく生じる調理員人件費等）と変動料金（食数に応じて変動する調理員人件費、光熱水費）で構成するものとする。

第 2 章 事業者の募集及び選定

1 事業者の選定及び募集方法 (P6) ポイント

総合評価一般競争入札

一般競争入札は、原則として予定価格の範囲内で最低価格の入札者が落札者となる。

総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定するもの（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2）。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1)事業者の募集・選定スケジュール（予定）（P6） ポイント

- H29. 6. 23 実施方針及び要求水準書（案）の公表
H29. 6. 28 実施方針等に関する説明会（⇒地元企業対策として、6. 7にPFIセミナーを開催）
H29. 8. 7 入札公告及び入札説明書等の交付（⇒債務負担行為の予算措置議決が必須）
H29. 12 落札者決定及び公表（⇒落札者はSPC（特別目的会社）を設立）
H30. 3 事業契約議決及び締結

⑤入札公告及び入札説明書等の交付（P7） ポイント

「入札説明書」「様式集」「要求水準書」「事業契約書（案）」「落札決定基準」の交付

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1)入札参加者の構成等（P8） ポイント

- ①「設計企業」「工事監理企業」「建設企業」「厨房設備企業」「維持管理企業」「運営企業」により構成されるグループとし、代表企業を定める。

(3)入札参加者の参加資格要件（業務別）

①設計企業（P9～P10） ポイント

ウ 平成14年4月以降に延床面積1,500m²以上の大量調理施設の基本設計又は実施設計の実績を有していること。（⇒給食施設の専門性を担保）

③建設企業（P10） ポイント

少なくとも1者は、周南市内に本店又は支店を有する者とすること。（⇒地元企業にも配慮）

⑤維持管理企業（P11） ポイント

⇒地元発注可能な分野であり、入札参加者の地元誘導への提案内容により評価・審査する。

4 審査及び選定に関する事項

(1)選定委員会（P12） ポイント

学識経験者等で構成する選定委員会が入札書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

2 施設要件

(3)施設規模（P14） ポイント

1日当たり最大4,000食。延床面積は、1,983m²未満とする。

（⇒公共施設適正管理推進事業債の面積要件：延床面積の減少を伴う集約化）

(4)施設機能（P15） ポイント

市として、施設・設備構成、規模、設計等において要求する水準については「要求水準書」に示す。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（P18） ポイント

債務負担行為の設定に関する議案及び事業契約の締結に関する議案を議会に提出予定